



国 監 告 第 7 号

住民監査請求に基づく監査結果の公表について

地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、住民監査請求に
基づく監査の結果を別紙のとおり公表します。

令和 8 年 9 月 25 日

国立市監査委員 庄 司 雅

住民監査請求に基づく監査結果

国立市監査委員

住民監査請求に係る監査結果

第 1 請求人

(略)

第 2 請求の内容

請求人は、要旨次のとおり主張し、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、監査委員に対し、国立市の財務会計行為（財産の管理を怠る事実）に係る監査を実施し、違法又は不当な事実が認められる場合には、市長等に対し是正措置を講ずべきことを勧告するよう求めている。

1 請求の要旨

国立市は、平成 27 年 12 月 22 日に東京高等裁判所が言い渡した判決（平成 26 年（ネ）第 5388 号）において、勝訴の確定判決を得て、元市長に対し次の債権を有するに至った。

- ・訴訟費用償還請求権
- ・遅延損害金請求権

しかしながら、市が正当な理由なくこれらの請求権を行使せず放置し、一部については議会の議決（地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号）を経ないまま事実上放棄している、と主張している。

2 求める措置

1. 国立市が〇〇〇〇元市長に対して有する訴訟費用償還請求権について、速やかに訴訟費用額確定処分の申立て（民事訴訟法第 71 条）を行った上で、〇〇〇〇元市長に対し当該訴訟費用を請求し、その他必要な回収措置を講ずること。あわせて、消滅時効の完成（令和 8 年 12 月 13 日に完成する見込み）を防止するために必要な措置を直ちに講ずること。

2. 国立市が〇〇〇〇元市長に対して有する遅延損害金請求権のうち、平成29年5月16日付けの元金優先充当の合意により事実上請求されないこととなった部分について、当該合意が地方自治法第96条第1項第10号の議決を欠き無効であることを前提に、本来発生すべき遅延損害金を〇〇〇〇元市長に対して請求し、その他必要な回収措置を講ずること。あわせて、消滅時効の完成（令和8年12月13日に完成する見込み）を防止するために必要な措置を直ちに講ずること。

第3 請求の受理

本件請求は令和8年7月28日に提起されたものである。

本件は、財産の管理を怠る事実を対象とするものである。本件で問題となるのは、判決に基づく債権の私法上の存否及びその不行使であるため、地方自治法第242条第2項本文の期間制限（財務会計行為から1年）は適用されない。

また、本件請求は、弁済充当の合意そのものを監査対象とするものではなく、判決に基づく遅延損害金債権の管理を怠る事実を問題とするものである。

以上から、本件請求は同条第1項の形式的要件を備えた適法な請求と認められる。

よって、令和8年8月19日付けてこれを受理することとした。

第4 監査の実施

1 監査の期間

令和8年7月28日から令和8年9月24日まで

2 監査の対象部局

市長部局（政策経営部、行政管理部）

3 監査対象事項

請求人が指摘する、国立市が有する①訴訟費用償還請求権及び②遅延損害金請求権に係る債権の管理を怠る事実の有無並びにその違法性又は不当性

4 関係書類の調査及び事実確認

監査委員は、本件監査を行うため、令和8年8月14日、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、国立市長に対し次の資料の提出を求め、令和8年8月21日に資料の提出があった。さらに徴取資料を踏まえ追加の資料提出を令和8年8月21日に求め、令和8年8月27日に資料の提出があった。

提出を求めた資料

- (1) 本件訴訟に係る確定判決の判決書
- (2) 訴訟費用に関する事実確認を行った経緯がわかる文書（決裁文書・内部記録等）
- (3) 訴訟費用額確定処分（決定）に関する書類（申立てを行った場合）
- (4) 弁済充当に関する合意書（原本又はこれに準ずる客観的資料）
- (5) 遅延損害金及び元金の支払事実を裏付ける資料（領収証の写し、歳入調定・収入の記録、口座振込記録、債権管理台帳の該当部分等）
- (6) 上記支払金の充当先（元金・遅延損害金の別）及び充当順序が確認できる経理関係資料
- (7) 本件債権の放棄（地方自治法第96条第1項第10号）に係る市の認識及び判断根拠を示す資料
- (8) 放棄すべき対象債権が存在する場合における、議会への議案提出及び議決の有無がわかる資料（議案書、議決書の写し等）
- (9) 遅延損害金額の計算資料及び弁済充当に関する市内部の決裁・検討資料
- (10) その他、本件に関する関係書類

5 請求人の陳述の機会

本件請求の提出時において、地方自治法第242条第7項の規定に基づき請求人に証拠の提出及び陳述の機会に係る意向を確認したところ、請求人からこれを希望しない旨の回答があった。

その後、監査委員は、関係人の陳述として、関係職員から陳述を聴取した。その際、地方自治法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。また、この陳述に対して請求人に意見を述べる機会を設けた。

6 関係職員の陳述聴取

関係職員の陳述の要旨は次のとおりである。

- (1) 訴訟費用償還請求権について

- ・上記主たる理由に加え、元本に優先的に充当して元本が消滅することで、遅延損害金が発生しなくなるため、事務手続きが簡便になるという事務処理上のメリットがあり、また、元本優先充当を拒否すれば、批判が出る可能性を無視することは出来ない状況にもあった。

請求人の意見の要旨は次のとおりである。

訴訟費用の不請求について、市当局側は「相手方との関係が長期にわたり安定している経過がある」と主張するが、この話が明るみにでたのが、請求人自身が開示請求をしたことが発端である。訴訟費用は最高裁において敗訴側と確定した時点で当然対応していると思った。偶然、他の案件で開示請求をした際に、本件が未請求である事実が出てきた。ただただひた隠しにしてきたのではないか。

充当合意の件について、市当局側の主張する監査請求の期間の徒過は、議決を経ていないと分かったのが、開示請求をして初めて分かったことである。このため徒過には当たらない。

7 監査委員の除斥

本件監査については、監査委員のうち1名に地方自治法第199条の2に規定する除斥事由があったことから、同条の規定に基づき当該監査委員は本件監査に関与していない。したがって、本件監査は、除斥事由に該当しない監査委員をもってこれを実施したものである。

第5 監査の結果

1 監査により把握した事実

以下の事実は、担当部局から提出を受けた関係資料及び関係職員に対する聴取に基づき確認したものである。

(1) 本件確定判決の内容及び債権の発生

市が〇〇〇〇氏に対して有する債権（以下「本件債権」という。）の発生の基礎となった訴訟は、東京高等裁判所平成26年（ネ）第5388号損害賠償請求控訴事件（原審・東京地方裁判所平成23年（ワ）第40981号。以下「本件訴訟」という。）であり、その控訴人（第1審原告）は国立市、被控訴人（第1審被告）は〇〇〇〇氏である。同裁判所

は、平成 27 年 12 月 22 日、本件訴訟について判決（以下「本件判決」という。）を言い渡した。

本件判決は、その主文において、「被控訴人は、控訴人に対し、3,123 万 9,726 円及びこれに対する平成 20 年 3 月 28 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。」と命ずるとともに、「訴訟費用は、第 1 審、第 2 審を通じ、被控訴人の負担とする。」と定めている。

本件判決については、平成 28 年 12 月 13 日、最高裁判所において上告棄却及び上告不受理の決定がされ、同日確定した。

（2）訴訟費用償還請求権に係る事実

本件判決は、前記（1）のとおり、第 1 審及び第 2 審の訴訟費用を〇〇〇〇氏の負担とする旨を定めている。

市は、本件判決の確定後、訴訟費用額確定処分の申立てを行っておらず、訴訟費用の具体的な額は確定していない。また、現在まで、〇〇〇〇氏に対する訴訟費用の請求は行われていない。

平成 29 年当時、市において訴訟費用の取扱いについて検討が行われたことは関係資料から確認できるものの、訴訟費用額確定処分の申立て及びその後の請求を行わなかった具体的な理由は明らかでない。

（3）遅延損害金請求権及び弁済充当に係る事実

平成 29 年 5 月 16 日付け決裁文書「〇〇〇〇氏に対する求償権債権に関する要望に対する回答及び一部弁済日における事務手続きについて」によれば、〇〇〇〇氏の債務について第三者弁済を予定していた〇〇〇〇〇から、3,123 万 9,726 円を一部弁済し、そのうち 3,007 万 2,226 円を元金に、残額を遅延損害金に充当することを求める旨の申入れがされていた。

これに対し、市は、〇〇〇〇〇について〇〇〇〇氏からの委任の有無が明らかでないことから、〇〇〇〇〇との間で充当の合意をすることはできないとしつつ、3,123 万 9,726 円の全額を元金に充当するのであればこれに応じる旨を回答することとしていた。

その後、同月 23 日、〇〇〇〇氏の代理人から、同月 26 日に 3,123 万 9,726 円を一部弁済し、残金を同年 12 月 28 日に納付したい旨の申入れがあり、市と〇〇〇〇氏は、同月 26 日、履行期限延長（分割納付）に関する合意書（以下「本件合意書」という。）を取り交わした。

本件合意書では、〇〇〇〇氏が市に対して負担する債務について、「債務残額 3,123 万 9,726 円（遅延損害金 1,432 万 3,200 円別途）」と記載されている。また、納付計画として、第 1 回の平成 29 年 5 月 26 日に 3,123 万 9,726 円、第 2 回の同年 12 月 28 日

に1,432万3,200円を納付することとされ、納付額合計4,556万2,926円のうち遅延損害金が1,432万3,200円である旨が記載されている。

平成29年5月26日には、3,123万9,726円が納付された（以下、この納付による弁済を「本件弁済」といい、本件弁済の充当を「本件弁済充当」という。）。同日の収入内訳書、納付済通知書及び調定票等の納付関係資料には、当該納付について、「東京高等裁判所平成26年（ネ）第5388号損害賠償請求控訴事件の判決確定に伴う求償金の元金として」等と記載されている。

その後、同年11月21日には、残存する遅延損害金について納付がされている。

（4）議会の議決の有無

本件弁済充当に関し、地方自治法第96条第1項第10号に基づく議会の議決は行われていない。

（5）本件債権の管理及び回収の状況

訴訟費用については、前記（2）のとおり、本件判決の確定後、訴訟費用額確定処分の申立て及び〇〇〇〇氏に対する訴訟費用の請求は、現在まで行われていない。

求償金及び遅延損害金については、平成29年1月20日付け決裁「東京高等裁判所平成26年（ネ）第5388号事件の判決確定に伴う請求について」に基づき、同月27日付けで請求がされ、その支払期限は同年2月28日とされていた。その後、同年5月26日に本件合意書が取り交わされ、前記（3）のとおり、同日に3,123万9,726円が納付され、その後、同年11月21日に残存する遅延損害金について納付がされた。

2 監査委員の判断

1 訴訟費用償還請求権について

（1）請求人の主張

請求人は、市が本件判決に基づき〇〇〇〇氏に対して訴訟費用償還請求権を有するにもかかわらず、訴訟費用額確定処分の申立て及びその請求を行っていないことは、財産の管理を違法又は不当に怠るものに当たるとして、速やかに同申立てを行い、当該請求権の保全及び回収に必要な措置を講ずるよう求めている。

（2）当該債権の存在

本件判決は、その主文において、「訴訟費用は、第1審、第2審を通じ、被控訴人の負担とする。」と定めており、同判決は平成28年12月13日に確定している。したがって、市は、〇〇〇〇氏に対し、本件判決に基づき訴訟費用の償還を求める権利（以下「本件訴訟費用償還請求権」という。）を有するものと認められる。

もっとも、民事訴訟法第71条第1項によれば、訴訟費用の負担の額は、その負担を命ずる裁判が執行力を生じた後、申立てにより、第1審裁判所の裁判所書記官が定めるものとされている。本件では、訴訟費用額確定処分の申立てがされていないため、市が〇〇〇〇氏に対して償還を求めることのできる具体的な金額は、いまだ確定していない。

しかし、このことは、市が本件判決に基づいて訴訟費用額確定処分の申立てを行い、その額を確定させた上で償還を求めることのできる権利を有することを、否定するものではない。

そこで、以下、市が訴訟費用額確定処分の申立てを行わず、その回収に向けた措置を講じていないことが、財産の管理を怠る事実にあたるかを検討する。

(3) 財産の管理を怠る事実の有無

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法第240条及び同法施行令第171条から第171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はないと解される（最高裁平成16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁参照）。

また、国立市においては、市の債権の適正な管理を図るため、国立市債権管理条例が定められており、市の債権については、地方自治法及び同法施行令と併せて、同条例の定めるところに従って適正に管理することが求められている。

もっとも、地方自治法施行令は、一定の要件の下で、徴収停止、履行延期、免除等の措置を講ずることを認めており、国立市債権管理条例においても、一定の場合に債権を放棄すること等ができる旨が定められている。したがって、地方公共団体が有する債権について、常にその全額を直ちに取り立てなければならないというものではないが、その保全又は取立てを行わない場合には、地方自治法、同法施行令又は同条例の定める債権管理の枠組みに従って処理されることを要するものと解される。

これを本件についてみると、市は、本件判決が確定した平成28年12月13日以降、現在に至るまで、訴訟費用額確定処分の申立てを行っておらず、訴訟費用の償還を求めるための具体的な措置を講じていない。

平成29年当時、市において訴訟費用の取扱いについて検討が行われたことは確認できるものの、訴訟費用額確定処分の申立て及びその後の請求を行わなかった具体的な理由は明らかでない。また、本件監査において確認した関係資料及び関係職員の陳述を踏まえても、本件訴訟費用償還請求権について、地方自治法施行令に定める徴収停止、履行延期若しくは免除その他その保全又は取立てを行わないことを許容する措置が講じられた事実は認められない。さらに、国立市債権管理条例に基づき債権放棄その他の処理がされた事実も認められない。

この点、市は、本件判決の確定から相当の期間が経過していること、本件判決に基づく求償金の元金及び遅延損害金が平成 29 年 11 月 21 日までに完済され、その後相当の期間にわたり権利関係が安定していることから、現時点で訴訟費用を請求することは、信義誠実の原則に反し、又は権利の濫用に当たる可能性がある旨説明する。

しかし、平成 29 年 11 月 21 日までに完済されたのは、本案の給付を命ずる部分に係る求償金の元金及び遅延損害金であって、訴訟費用の負担については、額の確定も履行もされていない。しかも、その額は、民事訴訟法第 71 条第 1 項により、市自らが申立てをして確定させるべきものである。そうすると、本案の給付債権が完済されたことをもって、訴訟費用に係る権利関係までが落着し、〇〇〇〇氏においてもこれ以上の負担を求められないとの信頼が生じていたとみることはできない。

また、市が訴訟費用額確定処分の申立てをしないまま相当の期間が経過したことについても、そのことのみをもって、本件判決に基づいて訴訟費用の償還を求めることが信義則に反し、又は権利の濫用に当たるものとはいえない。本件監査において確認した事情を踏まえても、現時点における権利行使が信義則に反し、又は権利の濫用に当たるため許されないと認めるに足りる事情は見当たらない。

むしろ、前記のとおり、地方自治法及び同法施行令は、地方公共団体の債権について、その保全及び取立てを原則としつつ、一定の場合には徴収停止、履行延期、免除等の措置を講ずることを認めており、国立市債権管理条例においても、一定の要件の下で債権を放棄するための制度が設けられている。そうすると、市が債権の回収を行わないのであればこれらの法令又は条例に基づく債権管理上の措置として処理すべきであって、単に権利行使をしない状態を継続することが許容されるものではない。

以上によれば、市は、本件判決に基づき訴訟費用の償還を求める権利を有し、その具体的な金額を確定するための訴訟費用額確定処分の申立てをすることができるにもかかわらず、現在までこれを行わず、その保全及び回収に向けた措置を講じていない。そして、その不行使について、地方自治法、同法施行令又は国立市債権管理条例上、これを許容する事情があるとも認められない。

したがって、市が本件訴訟費用償還請求権の行使に必要な措置を講じていないことは、財産の管理を違法に怠るものと認められる。

(4) 小括

以上のとおり、訴訟費用償還請求権に係る請求人の主張には理由がある。

したがって、市長は、本件訴訟費用償還請求権について、速やかに訴訟費用額確定処分の申立てを行うなど、その具体的な金額を確定し、当該請求権の保全及び回収に必要な措置を講ずべきである。

2 遅延損害金請求権について

(1) 請求人の主張

請求人は、本件判決に基づく遅延損害金について、市が平成 29 年 5 月 26 日にされた弁済を元金に優先して充当したことにより、その後に発生すべき遅延損害金が事実上請求されないこととなったとした上で、このような取扱いは、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号にいう「権利の放棄」に当たり、議会の議決を経ていないため無効であるから、現在も遅延損害金請求権が存在し、市がその行使を怠っている旨主張する。

そこで、まず、本件弁済について元金に充当する旨の合意が成立していたかを検討し、次いで、当該合意について議会の議決を要するか、その法的効果及びこれを前提とした遅延損害金請求権の存否について検討する。

(2) 弁済充当の合意の有無

本件合意書には、同日に弁済される 3,123 万 9,726 円を「元金に充当する」との文言そのものは記載されていない。しかし、本件合意書の記載内容を全体としてみれば、市と〇〇〇〇氏との間では、同日の弁済金全額を元金に充当することが予定されていたものと認めるのが相当である。

すなわち、本件合意書は、〇〇〇〇氏が負担する債務について、「債務残額 3,123 万 9,726 円（遅延損害金 1,432 万 3,200 円別途）」と記載し、3,123 万 9,726 円と遅延損害金 1,432 万 3,200 円とを明確に区別している。その上で、納付計画として、第 1 回の平成 29 年 5 月 26 日に 3,123 万 9,726 円を、第 2 回の同年 12 月 28 日に 1,432 万 3,200 円をそれぞれ納付することとし、納付額合計 4,556 万 2,926 円のうち遅延損害金が 1,432 万 3,200 円である旨を明記している。

このように、本件合意書において、元金相当額である 3,123 万 9,726 円と遅延損害金 1,432 万 3,200 円とを別個に示した上で、これと対応する金額をそれぞれ第 1 回及び第 2 回の納付額として定めていることからすれば、本件合意書は、第 1 回の弁済金 3,123 万 9,726 円を元金に充当し、第 2 回の納付によって遅延損害金を弁済することを予定したものと解するのが自然である。

このことは、本件合意書の締結に至る経緯からも裏付けられる。すなわち、平成 29 年 5 月 16 日付け決裁文書によれば、第三者弁済を予定していた〇〇〇〇〇は、3,123 万 9,726 円の一部弁済について、そのうち 3,007 万 2,226 円を元金に、残額を遅延損害金に充当することを求めていた。これに対し、市は、〇〇〇〇〇について〇〇〇〇氏からの委任の有無が明らかでないため、〇〇〇〇〇との間で充当の合意をすることはできないとしつつ、3,123 万 9,726 円の全額を元金に充当するのであればこれに応じる旨を回答することとしていた。

その後、同月 23 日には、〇〇〇〇氏の代理人から、同月 26 日に 3,123 万 9,726 円を一部弁済し、残金を同年 12 月 28 日に納付したい旨の申入れがされ、市は、これを受けて、同月 26 日、〇〇〇〇氏との間で本件合意書を取り交わしている。

さらに、同月 26 日に行われた 3,123 万 9,726 円の納付に際しては、納付関係資料に「求償金の元金として」と記載され、その表示に沿って納付及び受領がされている。またその後、同年 11 月 21 日には、残存する遅延損害金について納付がされている。

以上のとおり、本件合意書自体の記載から第 1 回の弁済金を元金に、第 2 回の納付金を遅延損害金に充てることが予定されていたものと解することができ、そのような解釈は、合意締結前の協議経緯及び締結後の履行状況とも整合する。

したがって、市と〇〇〇〇氏の間には、平成 29 年 5 月 26 日に弁済された 3,123 万 9,726 円の全額を元金に充当する旨の合意（以下「本件弁済充当の合意」という。）が成立していたものと認められる。

（3）議会の議決の要否

地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除き、普通地方公共団体が権利を放棄することを議会の議決事項としている。

ここにいう「権利を放棄すること」とは、普通地方公共団体が、その有する権利について、対価を得ることなく、自らの意思に基づいてこれを消滅させる行為をいうものと解され、債権についていえば、債務の免除（民法第 519 条）がその典型である。

そこで、本件弁済充当の合意が、市の有する遅延損害金請求権を放棄するものに当たるかを検討する。

本件弁済充当の合意は、平成 29 年 5 月 26 日に現実に弁済される 3,123 万 9,726 円について、その全額を元金に充当することを内容とするものであり、同日までに既に発生していた遅延損害金の全部又は一部について、〇〇〇〇氏の支払義務を免除することを内容とするものではない。現に、同日までに発生していた遅延損害金は、本件弁済充当の合意後も債権として残存し、その後弁済されている。

また、本件弁済充当の合意に従って元金を先に弁済した結果、同年 5 月 26 日以後の遅延損害金が発生しなくなったことについても、市が既に存在する遅延損害金請求権を免除し、又は放棄したことによるものではない。後記のとおり、本件では、当事者間の合意に従って弁済金全額が元金に充当され、その結果として元金が全額消滅したため、以後、遅延損害金の算定の基礎となる元金が存在しなくなったことによるものである。

このように、本件弁済充当の合意は、既に存在する市の債権について、その全部又は一部を免除して消滅させることを内容とするものではなく、現実にされた弁済を元金と遅延損害金のいずれに充当するかを定めるにとどまるものである。

債権が消滅するのは、当該充當に係る弁済の効果によるものであって、本件弁済充當の合意そのものによるものではない。

したがって、本件弁済充當の合意は、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号にいう「権利を放棄すること」には当たらず、議会の議決を要するものとは認められない。

(4) 弁済充當の合意の効果及び当該債権の存否

本件弁済がされた当時の民法第 491 条第 1 項によれば、元本及び遅延損害金の全部を消滅させるに足りない弁済がされた場合、当事者間に別段の合意がなければ、遅延損害金が元金に先立って充當されるものと解される。

もっとも、同項を含む弁済充當に関する規定は、当事者間に充當の順序について合意がある場合にまで、その合意と異なる充當を強制するものではなく、当事者間に別段の合意がある場合には、その合意が法定の充當順序に優先するものと解される。

そして、前記 (2) のとおり、市と〇〇〇〇氏との間には、平成 29 年 5 月 26 日に弁済された 3,123 万 9,726 円の全額を元金に充當する旨の合意が成立していたものと認められる。

したがって、同日の弁済については、民法第 491 条第 1 項による法定の充當順序によるのではなく、当事者間の合意に従い、その全額が元金に充當されたものと認められる。

これにより、本件判決に基づく元金 3,123 万 9,726 円は、平成 29 年 5 月 26 日、その全額が弁済により消滅したものと認められる。その結果、同日以後は、遅延損害金の算定の基礎となる元金が存在しないこととなるから、同日以後の遅延損害金は発生しない。他方、同日までに既に発生していた遅延損害金については、前記のとおり、本件弁済充當の合意によって免除又は消滅したのではなく、その後も債権として残存していたが、その後の弁済によって消滅している。

したがって、請求人が主張するような、平成 29 年 5 月 26 日以後も元金が残存することを前提とする遅延損害金請求権は発生しておらず、また、同日までに発生した遅延損害金についても既に弁済されていることから、現時点において、市が〇〇〇〇氏に対して行使すべき本件判決に基づく遅延損害金請求権が存在するとは認められない。

(5) 財産の管理を怠る事実の有無

以上のとおり、本件弁済充當の合意は有効に成立しており、これについて地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号に基づく議会の議決を要するものとは認められない。

そして、当該合意に従って平成 29 年 5 月 26 日の弁済金全額が元金に充當された結果、同日以後の遅延損害金は発生しておらず、同日までに発生していた遅延損害金についても既に弁済されている。

そうすると、現に管理又は行使の対象となる遅延損害金請求権が存在しない以上、市がその行使又は管理を怠っている事実があるとは認められない。

(6) 小括

したがって、遅延損害金請求権に係る請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上のとおり、本件請求のうち、訴訟費用償還請求権に係る部分については理由があると認め、これを認容し、国立市長に対し、下記のとおり勧告する。

他方、遅延損害金請求権に係る部分については理由がないと認め、これを棄却する。

記

国立市長は、本件訴訟費用償還請求権について、速やかに訴訟費用額確定処分の申立てを行うなど、その具体的な金額を確定し、当該請求権の保全及び回収に必要な措置を講ずるとともに、地方自治法第 242 条第 9 項の規定に基づき、本勧告の日から 45 日以内に、講じた措置の内容を監査委員に通知されたい。

以上

令和8年9月25日

国立市監査委員 庄 司 雅